

議 事 日 程

第 6 回定例会
R 4 . 6 . 23 午前 10 時
狛江市防災センター 4 階会議室

1 審議事項

- (1) 議案第 23 号
狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第 24 号
狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第 25 号
狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則

2 報告事項

－ 議会報告 －

な し

－ 行政報告 －

な し

－ 事務報告 －

- (1) 狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について
- (2) 狛江市立学校における一斉閉庁の実施について
- (3) 狛江市、狛江市教育委員会及び成城学園との連携・協力に関する包括協定の締結について
- (4) 白井塚古墳の発掘調査について
- (5) 令和 3 年度図書館・図書室事業報告書について

議案第 23 号

狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 23 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 20 年教育委員会規則第 11 号）第 3 条第 2 項に基づき教育長が専決した狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、承認を求める。

狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

令和4年5月31日
教育委員会規則第8号

狛江市学校運営協議会規則（令和4年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
付 則 1・2 （略） <u>（委員に関する経過措置）</u> 3 第6条第1項で規定する委員の人数につ いては、令和5年3月31日までは、同条第 2項第4号に規定する者を除いて18人以内 とすることを妨げない。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 24 号

狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 23 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市就学援助費について、現在の社会情勢を正しく反映した上で支給するため、算出方法を変更する等の所要の改正を行う。

狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則（案）

令和4年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市就学援助費支給事務取扱規則（平成28年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前											
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、法に定めるもののほか当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 需要額 <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条に定める令和3年4月1日現在の保護基準1級地—1のうち、次に掲げるアからカまでの額の合計額にキの額を加えた額をいう。</u></p> <p>ア 生活扶助基準額第1類</p> <p>イ 生活扶助基準額第2類</p> <p>ウ 期末一時扶助費に12分の1を乗じて得た額</p> <p>エ 冬季加算の額に12分の5を乗じて得た額</p> <p>オ 教育扶助基準額</p> <p>カ 住宅扶助（都知事が承認する額を限度とする。）</p> <p>キ 学校給食費 別表第1</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 準要保護者 次のいずれかに該当する保護者をいう。</p> <p>ア 世帯（住居を同一にしない場合においても、保護者が就労のため他の住所に居住するとき又はこれと同様の状態にあるときにおいては、世帯とみなす。以下同じ。）全員の前年（1月1日から3月31日までの間にあたっては、前々年とする。）の総所得を12で除して得た額が当該世帯の需要額の1.4倍以下の者</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(就学援助費の種類及び支給金額)</p> <p>第4条 就学援助費の支給項目、支給対象者、対象学年及び支給内容は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、法に定めるもののほか当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 需要額 <u>次に掲げる就学援助費の区分に応じ、それぞれ次の表を適用して得た額をいう。</u></p> <p>ア 生活扶助第1類 別表第1</p> <p>イ 生活扶助第2類 別表第2</p> <p>ウ 教育扶助 別表第3</p> <p>エ 住宅扶助 別表第4</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 準要保護者 次のいずれかに該当する保護者をいう。</p> <p>ア 世帯（住居を同一にしない場合においても、保護者が就労のため他の住所に居住するとき又はこれと同様の状態にあるときにおいては、世帯とみなす。以下同じ。）全員の前年の総所得が当該世帯の需要額の1.1倍未満の者</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(就学援助費の種類及び支給金額)</p> <p>第4条 就学援助費の支給項目、支給対象者、対象学年及び支給内容は、別表第5のとおりとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育長は、第6条第1項の規定により新入学学用品費及び学用品費を支給することを認定した準要保護者で、狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則（平成28年教育委員会規則第6号）第2条第1号の規定に該当するものは、同規則の規定により支給する。</u></p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢（4月1日現在）</th> <th>生活扶助第1類</th> </tr> <tr> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳から2歳まで</td> <td>20,900円</td> </tr> <tr> <td>3歳から5歳まで</td> <td>26,350円</td> </tr> <tr> <td>6歳から11歳まで</td> <td>34,070円</td> </tr> <tr> <td>12歳から19歳まで</td> <td>42,080円</td> </tr> </tbody> </table>	年齢（4月1日現在）	生活扶助第1類	基準額	0歳から2歳まで	20,900円	3歳から5歳まで	26,350円	6歳から11歳まで	34,070円	12歳から19歳まで	42,080円
年齢（4月1日現在）	生活扶助第1類											
	基準額											
0歳から2歳まで	20,900円											
3歳から5歳まで	26,350円											
6歳から11歳まで	34,070円											
12歳から19歳まで	42,080円											

改正後		改正前		
		20歳から40歳まで	40,270円	
		41歳から59歳まで	38,180円	
		60歳から69歳まで	36,100円	
		70歳以上	32,340円	
		備考 世帯全員について個別に計算し、就学予定者の年齢は6歳で算定する。		
別表第2 (第2条関係)				
		生活扶助第2類		
世帯人数	基準額	冬季加算	期末一時扶助	
1人	43,430円	1,288円	1,182円	
2人	48,070円	1,667円	2,364円	
3人	53,290円	1,988円	3,546円	
4人	55,160円	2,254円	4,728円	
5人以上	55,160円に1人増すごとに440円を加算して得た金額	2,254円に1人増すごとに83円を加算して得た金額	4,728円に1人増すごとに1,182円を加算して得た金額	
別表第1 (第2条関係)		別表第3 (第2条関係)		
年齢(4月1日現在)	学校給食費	年齢(4月1日現在)	基準額	教育扶助 学校給食費
6歳	3,525円	6歳	2,150円	3,092円
7歳		7歳		3,208円
8歳		8歳		3,392円
9歳		9歳		3,584円
10歳		10歳		
11歳	3,932円	11歳	4,180円	3,988円
12歳	3,728円	12歳		
13歳		13歳		
14歳		14歳		
12歳	4,371円			
13歳				

改正後	改正前
14歳	
	<p>別表第4（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">住宅扶助</p> <p>69,800円（7人以上の世帯は83,800円）を限度とした家賃月額（実費）とする。ただし、持家世帯は0円とする。</p>
別表第2（第4条関係）	別表第5（第4条関係）
(略)	(略)
<p>備考</p> <p>法第1条に規定する義務教育学校にあっては、「小学校」とあるのは「義務教育学校の前期課程」と、「中学校」とあるのは「義務教育学校の後期課程」と読み代えるものとする。</p>	<p>備考</p> <p>法第1条に規定する義務教育学校にあっては、「小学校」とあるのは「義務教育学校の前期課程」と、「中学校」とあるのは「義務教育学校の後期課程」と読み代えるものとする。</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狛江市就学援助費支給事務取扱規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案第 25 号

狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 23 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市特別支援教育就学奨励費について、狛江市就学援助費の支給金額の改定に伴い、所要の改正を行う。

狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則（案）

令和4年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則（平成28年教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
年齢 （4月1日時点）	教育扶助		年齢 （4月1日時点）	教育扶助	
	基準額	学校給食費		基準額	学校給食費
6歳	2,150円	3,525円	6歳	2,150円	3,092円
7歳			3,208円		
8歳		3,728円	8歳		3,392円
9歳			3,584円		
10歳		3,932円	10歳		3,584円
11歳			3,932円		
12歳	4,180円	4,371円	12歳	4,180円	3,988円
13歳			3,988円		
14歳			3,988円		

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について

令和4年6月1日付発令

新	氏名	旧	備考
福祉保健部健康推進課	木村 かな子	子ども家庭部子ども発達支援課 (兼)教育部教育支援課	
子ども家庭部子ども発達支援課 (兼)教育部教育支援課	大野 友美	福祉保健部健康推進課	

狛教教学発第 号
令和4年7月 日

狛江市立学校長 各位

狛江市教育委員会
教育部長 上田 智弘
(公 印 省 略)

狛江市立学校における一斉閉庁の実施について (依頼)

市立学校の教職員のワークライフバランスの向上を図るとともに、学校施設の一斉点検等を実施するため、下記のとおり、市立学校全校の閉庁日を設定いたします。

つきましては、下記記載の依頼事項に御協力をお願いいたします。

貴管下の教職員に遺漏なく周知いただくとともに、別紙の案内文を保護者に配布していただきますようお願いいたします。

記

- ・閉庁期間は、8月8日(月)から8月12日(金)までとする。
- ・この間、校舎内には立ち入らないこととする。
- ・この間、証明書の発行等の窓口業務及び電話対応は、原則として行わないこととする。
- ・この間、児童・生徒の登校や校内での部活動は、原則として行わないこととする。
- ・この間、緊急の事態が発生したときは、教育委員会に連絡する。

※なお、一斉閉庁期間中において、各小学校の学童クラブは開設いたします。

保護者の皆様

狛江市立学校における学校閉庁の実施について

日頃より、学校運営と狛江市の教育行政に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

昨年度に引き続き、本年度も狛江市立学校の教職員のワークライフバランスの向上と、学校施設の一斉点検等を行うため、狛江市立学校全校の閉庁日を設定することとしましたので、お知らせします。

この期間は、原則として教職員は出勤せず、証明書の発行等の窓口業務は行いません。電話についても、自動音声ガイダンスによる応答となり、教職員による対応はいたしません。原則として児童・生徒の登校等も行いません。(各小学校の学童クラブは開設します。)

学校閉庁期間：8月8日（月）から8月12日（金）まで

-8月-

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11 山の日	12	13	14

(※前後の土日を含めて、9日間連続の学校閉庁)

なお、緊急時は下記の連絡先に御連絡ください。

○緊急時連絡先

狛江市教育委員会 03-3430-1111 (狛江市役所代表)

- ・ 児童生徒に係る緊急事態 指導教職員係 (内線 2332)
- ・ 上記以外の問合せ 教育庶務係 (内線 2321)

狛江市、狛江市教育委員会及び成城学園との連携・協力に関する包括協定書

狛江市（以下「甲」という。）、狛江市教育委員会（以下「乙」という。）及び学校法人成城学園（以下「丙」という。）は、相互の包括的な連携・協力により、地域社会の発展に資するため、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が包括的な連携のもと、行政・教育における様々な分野において人的交流、知的・物的資源の相互活用を図り、地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 人的交流の促進に関すること。
- (2) 知的・物的資源の相互活用に関すること。
- (3) 調査研究及び事業の共同実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を実現するために必要な連携・協力を資する事項

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（連絡担当者）

第4条 前条各号に掲げる連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、甲、乙及び丙は連絡担当者を定め、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも異議の申出がないときは、さらに5年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲及び乙が協議し、決定す

るものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、署名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和4年6月13日

甲 狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長

松尾俊雄

乙 狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市教育長

柏原聖子

丙 世田谷区成城六丁目1番20号

学校法人成城学園理事長

油井雄二

狛江市教育委員会
教育部社会教育課

白井塚古墳の発掘調査について

日頃より、市の教育行政につきまして御理解、御協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、市教育委員会では、狛江市中和泉三丁目2番に所在する白井塚古墳において発掘調査を実施しています。調査の結果、5世紀後半頃の古墳の主体部3基が残されていることが明らかになっています。

調査は7月中旬頃までを予定していますが、この機会を捉え、6月18日(土)に市民向けの現地見学会を行いました。

記

1. 調査期間 令和4年5月10日から7月中旬頃まで(予定)
2. 調査主体 狛江市教育委員会(教育部社会教育課)
3. 調査目的 (仮称)白井塚古墳公園整備工事に先立つ事前調査
4. 調査の概要

発見された古墳主体部は、礫^{れきかく}層と呼ばれる構造で、遺体を納めた木棺^{もつかん}を河原石を敷き詰めた礫床^{れきしょう}の上に安置し、その周りを河原石で取り囲んだもので、3基見つかっています。うち1基からは鉄製の直刀^{ちよくとう}などが出土しています。

5. 見学会について

令和4年6月18日(土)午前10時30分から午後3時30分まで(雨天中止)

※解説は、午前11時、午後1時、午後2時30分から(各回30分程度)



白井塚古墳で発見された古墳の主体部(礫層)の様子